

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2014年 6月26日

兵庫県知事
井戸 敏三

殿

提出者
住 所 加古川市神野町西条1545-1
氏 名 一般財団法人甲南会 甲南加古川病院
院 長 田中 泰史
電話番号 079-438-0621

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	一般財団法人甲南会 甲南加古川病院
事業場の所在地	加古川市神野町西条1545-1
計画期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	8311 一般病院
②事業の規模	医業収入 3,952百万円
③従業員数	277人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙参照			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成 25 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	排 出 量	70.02 t	t
	(これまでに実施した取組) 回収容器の半分量でも、容器一杯分の量として計算されているため、なるべく容器の空きを減らす。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	排 出 量	65 t	t
	(今後実施する予定の取組) 回収容器の半分量でも、容器一杯分の量として計算されているため、なるべく容器の空きを減らす。これにより排出量も減少する。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 針、プラスチック容器、ガーゼ（すべて血液の付着したもの）などは、それぞれの容器に分類している。		

②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状通り
-----	-------------------------------------------

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t

		(今後実施する予定の取組)
--	--	---------------

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 25 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	70.02 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

		<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>四国メディカルトリートメントセンターに全処理委託</p>
--	--	------------------------------------------------------

(第5面)

	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
		全処理委託量	65 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	65 t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>四国メディカルトリートメントセンターに全処理委託予定</p>		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

医療廃棄取扱管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人甲南会甲南加古川病院（以下「病院」という）の運営に伴い排出する廃棄物のうち、感染症を生ずる恐れのある感染性廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するための必要な具体的手順等を定め、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義と範囲)

第2条 この規程で使用する用語の定義は次のとおりである。

一、 廃棄物とは、次のものをいう。

種 類		例
産 業 廃 棄 物	燃 え 殻	焼却残灰
	汚 泥	血液（凝固したものに限り）検査室・実験室などの排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃 油	アルコール、キシロール、クロロホルムなどの有機溶剤、灯油、ガソリンなどの燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプなどの潤滑油、その他の油
業 廃	廃 酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃 アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液
棄 物	廃 プラスティック類	合成樹脂の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ガラスくず及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	金 属 く ず	金属製機械器具、注射針、金属製ベット、その他の金属製のもの
物	ゴ ム く ず	天然ゴムの器具類、ディスプレイの手袋等
	ば い じ ん	大気汚染防止法第2条2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物		紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」など

二、感染性廃棄物とは、廃棄物のうち感染症の生ずるおそれのある廃棄物で次に定めるものをいう。

廃棄物の種類	感染性一般廃棄物	感染性産業廃棄物
血液等		血液、血清、血漿、体液（精液を含む）、血液製剤
手術等に伴って発生する病理廃棄物	臓器、組織	
血液等が付着した鋭利なもの		注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等
病理微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの	実験、検査等に使用した培地、実験動物の死体等	実験、検査等に使用した試験管、シャーレ等
その他血液等が付着したもの（参考1参照）	血液等が付着した紙くず繊維くず（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）等	血液等が付着した実験・手術用の手袋等
汚染物若しくはこれらが付着した又はこれらのおそれのあるもので上記に該当しないもの（参考1参照）	汚染物は付着した紙くず繊維くず	汚物等が付着した廃プラスチック類等

（感染性廃棄物の管理体制）

第3条 病院長は、院内で排出する感染性廃棄物の適正な管理と処理を行わせるために、総括管理責任者及び管理責任者をおき管理体制の充実を図るものとする。

2 総括管理責任者は、財団法人甲南病院加古川病院院内感染対策委員会の委員長がこれにあたるものとする。

3 管理責任者は、当該管理規程及び処理計画書に基づく感染性廃棄物の排出・分別・梱包等の中間処理等について、医師・看護師・その他の関係職員を指導し、直接責任者として適切な処理を行わせるものとする。

また、排出箇所別による当該廃棄物の具体的処理については、別紙実施細目によるものとする。

4 感染性廃棄物排出箇所の管理責任者は次に定めるものとする。

排出箇所	管理責任者
外来各療部門	外来師長
各病棟	各病棟師長
手術・中央材料室	手術部師長
中央検査室	臨床検査技師長
病理解剖室	臨床検査技師長
中央放射線部	放射線技師長
薬剤部	薬剤部長

(廃棄物の処理計画)

第4条 病院長は、施設内で発生する感染性廃棄物の種類、発生量等を把握し、感染性廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画を定めるものとする。

2 処理計画は、感染性廃棄物に関し、次の事項を定めるものとする。

- 一、 発生状況
- 二、 分別方法
- 三、 施設内の収集・運搬方法
- 四、 梱包方法
- 五、 保管方法
- 六、 滅菌処理方法（施設内で処理を行う場合に限る）
- 七、 処理業者の許可証、委託契約書の写（処理業者へ委託する場合に限る）
- 八、 緊急時の関係者への連絡体制

3 当該処理計画を見直す必要が生じた時は、臨時に院内感染対策委員会を開催し、審議するものとする。

(分別)

第5条 感染性廃棄物は、他の廃棄物と分別して排出するものとする。但し、感染性廃棄物と他の廃棄物と混合したものを、すべて感染性廃棄物として取り扱う場合はこの限りでない。

(収集・運搬)

第6条 病院内における、感染性廃棄物の収集・運搬は、運搬途中で内容物が飛散し流出する恐れのない容器を使用するものとする。

(梱包)

第7条 感染性廃棄物の梱包は、次のとおりとし、梱包に用いる容器の材料・材質は感染性廃棄物に性状に応じ適切なものを使用する。

- 一、 注射針、メス等の鋭利なものは、危険防止の為に耐貫通性の堅牢な容器を使用する。
- 二、 固形状のものは、丈夫なプラスチック袋を二重にして使用する。
- 三、 液状又は泥状のものは、廃液等が漏洩しない密封容器を使用する。

(表示)

第8条 感染性廃棄物を梱包した容器及びこれを収納する容器には、廃棄物の取扱者に識別出来るバイオハザードマーク等を表示するものとする。

(保管)

第9条 感染性廃棄物の保管は、極力短期間とし、他の保管物と混在しないよう区別して保管する。

2 感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい場所に感染性廃棄物の存在を明示するとともに、取扱の注意事項を記載するものとする。

(処理状況の把握)

第10条 病院長等は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理に関する記録の作成及び保存を行うものとする。

また、感染性廃棄物の処理実績については、記録（マニフェスト）を行い、当該記録は5年間保存するものとする。

(処理の業者委託)

第11条 病院が感染性廃棄物の処理を業者委託（産業廃棄物等処理許可業者）する場合には、廃棄物処理法に定める委託基準に基づき、事前に委託契約を締結するものとする。

2 前項により、病院が業者に感染性廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物の種類、量、性状、取扱方法等をマニフェストにより告知するとともに、当該廃棄物が適正に処理されたことを、処理業者から送付されるマニフェストにより確認するものとする。

(附 則)

この規程は、平成12年12月1日より施行する。

この規程は、平成24年4月1日一部改正。

(参考1)

感染性の有無の目安

I その他の血液等が付着したもの

次の条件を満たす場合は、感染性を有していないと考えることができるものであるが、これ以外の場合であっても、乾燥した血液等しか付着していない等の場合は感染性を有していないと考えることができることは、いうまでもない。

(1) 血液等を介して感染する感染症に罹患若しくは感染している者から生じたものではないこと。

※ 血液等を介して感染する感染症とは、人については次のものがあげられる。

B型肝炎

C型肝炎

後天性免疫不全症候群

成人T細胞性白血病

マラリア

梅毒

ウィルス性出血熱（ラッサ熱、エボラ出血熱、マールブルグ病及びクリミア・コンゴ出血熱）

その他医師、歯科医師が必要と認める疾患

(2) 損傷性のおそれがないこと。

※ 損傷性のおそれとは、破損等により鋭利なものになる可能性があることをいう（ガラス、陶磁器製品等）

II 感染症新法等に規定されている疾患等及びそれに対応する汚染物

感染症新法等に規定されている疾患等及びそれに対応する汚染物とは、次のようなものが考えられる。

ア) コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフスについては、し尿等

イ) チフテリアについては、鼻汁等

ウ) A型肝炎については、排泄物

エ) B型肝炎、C型肝炎、後天性免疫不全症候群については、分泌物及び滲出物（唾液、涙液、汗その他感染性のおそれのないものは除く。）

オ) ウィルス性出血熱については、排泄物、分泌物及び滲出物

カ) 結核については、結核予防法施行規則第16条第4号に規定するつば及び痰

キ) その他医師、歯科医師が必要と認める疾患とそれに対応する汚染物（排泄物、分泌物及び滲出物）

ク) 動物（実験動物を除く）については、人畜共通感染症に罹患している動物の汚染物（排泄物、分泌物及び滲出物）により、人に感染症を生じさせるおそれがあると獣医師が認める疾患及びその汚染物

ケ) 実験動物については、人畜共通感染症に罹患している動物の汚染物（排泄物、分泌物及び滲出物）により、人に感染症を生じさせるおそれがあると医師等が認

める疾患及びその汚染物

感染性廃棄物

実施細目運用基準

1. 保管基準

- ① 廃棄物が飛散し、流出する恐れのないようにすること
- ② 廃棄物が地下へ浸透する恐れのないようにすること
- ③ 廃棄物により悪臭は発散する恐れのないようにすること
- ④ 保管施設には、鼠の生息、蚊、蠅、その他の害虫が発生しないようにすること

2. 感染性廃棄物の梱包

- ① 鋭利なものを梱包する容器は合成樹脂製の容器とし、非鋭利なものはダンボール容器にビニール袋を入れたものを使用する。
- ② 容器の設置場所は原則として感染性廃棄物の発生場所（病室を除く）とする。
- ③ 感染性廃棄物の容器は移し替えてはならない。
- ④ 容器を密封した時は速やかに感染性廃棄物保管施設へ運搬すること。

3. 感染性廃棄物の梱包容器及び収納容器の表示

- ① 標識は全国共通の国際バイオハザード標識（下図）を採用



- ② 廃棄物の取扱者が廃棄物の種類が判別出来るように、性状に応じて標識の色を次により分けることが望ましい。
ア、液状又は泥状のもの（血液等）・・・・・・・・・・赤
イ、固形状のもの（血液が付着したガーゼ等）・・・・橙
ウ、鋭利なもの（注射針等）・・・・・・・・・・黄
- ③ 感染性廃棄物発生現場において性状に応じ複数容器を使用し分別投入することは、危険性があるため当院では「黄色」のバイオハザード標識を使用する。